

令和8年度 鯖江市役所長期プロジェクト型インターンシップ（長期：3週間）の募集について

1 プログラムの目的

大学等に在学中の学生をインターンシップとして受け入れ、鯖江市役所における就業体験機会を提供することで、学生の職業生活への理解を進め、就職活動および就職後の職業生活への適応を円滑にすると共に市政への理解を深めることを目的とする。

2 対象者

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院および短期大学を含む。)、高等専門学校、専門学校の学生で、令和10年3月に卒業・修了する学生

3 実習場所、期間および時間

- (1) 実習場所 鯖江市役所(本庁および出先機関等)
- (2) 実習期間 令和8年8月24日(月)から9月11日(金)までの3週間(週5日)
- (3) 実習時間 8時30分から17時00分まで
12時00分から13時00分は休憩時間となります。
- (4) 週休日 原則、土曜日および日曜日

4 募集人数および選抜方法

3名程度とし、選考は書類審査およびオンライン面接によります。

申込者多数の場合には、面接の前に書類選考を行い、書類選考の合格者のみ面接を行う場合があります。具体的な日時については、各申込者に対して市から個別に連絡させていただきます。

5 申込資格について

次のいずれかに該当する方は申込できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、その処分日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

また、市と特別な利害関係のある営利企業等に兼業する場合は、採用されないことがあ

ります。

※「市と特別な利害関係にある営利企業等」とは、例えば、会計年度任用職員の職と兼業の業務内容に、補助金、負担金その他の金銭の交付、許可、認可、免許その他の行政処分、検査、監査、監督その他の権限行使または工事、物品購入その他の契約の相手方となり、またはこれらの相手方となり得る関係がある場合をいいます。

6 就業体験の内容

鯖江市職員として、各課の業務に従事いただくことに加えて、行政が抱える課題を理解することを目的に、受入先所属が事前に設定したテーマに対する課題解決策を提案いただきます。提案資料の作成にあたっては、定期的なヒアリングとフィードバックを行います。

※各部局での就業体験内容は、別途実習先一覧をご覧ください。

7 就業体験を行う際に必要な（求められる）能力

- (1) 就業体験を実施する鯖江市行政分野に対する関心
- (2) パソコン(ワード、エクセル、パワーポイントなど)の基本操作を行う能力

8 報酬、手当および実習中の事故等

- (1) 1日7時間半勤務にて、時給 1,203 円を支払います。
- (2) 通勤手段や通勤距離に応じて通勤手当を支給します。
- (3) 公務上または通勤による災害には、公務災害補償制度が適用されます。
- (4) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は適用しません。

9 実習に係る遵守事項

実習中は、守秘義務や信用失墜行為等の禁止など、守っていただくことがありますので、実習開始前に誓約書を市に提出していただきます。

10 申込期間

令和8年4月22日(水)～令和8年6月19日(金)

11 参加申込の方法

鯖江市職員採用サイト「採用情報－説明会情報－令和8年度 鯖江市役所インターンシップを開催します！」内、「4. 申込」にある、「鯖江市役所長期プロジェクト型インターンシップ(長期:3週間)」応募フォームより、電子申請にてお申し込みください。

※短期(5日間)インターンシップとは申込方法が異なりますのでご注意ください。

12 実習決定後の提出物

実習生受入決定通知書とあわせて送付する会計年度任用職員応募用紙および宣誓書に加え、ホームページから誓約書をダウンロードし、自筆で必要事項を記入いただき、「14 鯖江市役所インターンシップ担当部署」まで郵送またはご持参ください。

13 その他

- (1) 駐車場台数に限りがございますので、通勤は可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- (2) 通学定期券の通勤への使用の可否につきましては、各自で各鉄道会社等へ事前に確認してください。
- (3) 実習時の服装は、制服を着用している学生は制服で結構です。制服以外の場合は、公務職場として信用と品位を保つ服装に留意してください。(上着なし、ノーネクタイ可)。
- (4) インターンシップを通じて取得した学生情報は、インターンシップに関する連絡や市政に関する情報提供の目的のほか、広報活動および採用活動に使用されます。
- (5) 本インターンシップへの参加は、鯖江市職員への採用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

14 鯖江市役所インターンシップ担当部署

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市総務部職員課職員グループ インターンシップ担当

TEL 0778-53-2201 FAX 0778-51-8155

E-mail SC-Shokuin@city.sabae.lg.jp